

税理士田中事務所
田中 健太郎 様

16/05/30
担当:中津山 準一

税理士懇話会

照会事例検討票

税研情報センター

TEL:03-3294-4856
FAX:03-5282-8678

国外居住親族の扶養控除の取扱いについて

〔質疑事項〕

平成 28 年の税制改正により、国外扶養親族に関して制限が加えられましたが、この件に関する国税庁の Q&A（以下、「Q&A」といいます。）をみても詳細が分かりかねますので、どのように解釈すればよいのか、ご意見を伺います。

（質問 1）

「Q&A」の Q 3 「送金関係書類」においては、必ず国外送金の方法によらなければいけないとは記載がありませんが、例えば、日本で働いている外国人が母国にある自分の預金口座から親族の口座へ振込みを行う場合のその振込書なども「送金書類」に該当するのでしょうか。

このケースについて、知人と議論した際に、日本で稼いだ所得を親族に送金してないので扶養控除として認められない（認められるべきではない）のではないかという議論がありましたが、扶養控除について、日本で稼いだ所得との因果関係は必要条件ではない（自身の貯蓄財産を原資とした扶養も認められる）のではないかと考えておりますが、このような認識で宜しいのでしょうか。

（質問 2）

送金の金額基準について、税務署内で国別の金額基準が内規として存在するという話を聞いたことがあります（税務署内で外国人の相談者に対しそのような説明をしている税務職員がいました。）、もし、ご存じであれば、主に中国・韓国・モンゴルについて教えてください。

（質問 3）

「Q&A」の Q 21 及び Q 25 に関連して、送金の頻度について、生活費の仕送りである以上、毎月送金が望ましいような解説も見受けられますが、Q 21 では、「年 3 回以上である場合には」という表現があり、年 1~2 回でも容認されるように見受けられますが、如何でしょうか。

〔回答事項〕

（質問 1）について

所得税法上、「扶養」に関する直接的な定義規定はなく、いわば民法概念を借用することになるものと考えます。

税理士田中事務所
田中 健太郎 様

16/05/30
担当:中津山 準一

従って、民法第 877 条以下の規定が参考になるものと考えられます。

昭和 53 年 5 月 30 日付東京高裁決定によれば「扶養は、一定の親族関係に基づく法律関係である」としていますから、所得税法上の「扶養親族」であるためには、一定の親族関係が必要であることは当然とされ、かつ、扶養の概念として「生計を一にする＝いわゆる鍋釜を一つにする＝」という考え方が生じているものと考えます。

また、その扶養の程度については、一般に親に対する扶養は「生活扶助義務」であり、夫婦・未成熟子間におけるその程度は「生活保持義務」である（昭和 46 年 8 月 4 日付大津家裁家事審判参照）とされています。

この扶養の方法手段については、金銭扶養と引取扶養とがありますが、この金銭扶養による場合、当該金銭を現時点で稼得した資金を原資とすべきか、既往の蓄積資金を原資とすべきかについては、法令上何ら具体的な規定はないものと承知していますし、現時点では、課税庁側から具体的な取扱いは示されていないものと理解しています。

ただ、金銭扶養の場合で「将来の扶養料の一括支給を求めることは、扶養の性質上容認できない」とする審判例（昭和 32 年 5 月 13 日付仙台家裁家事審判）もあることから、一括した金銭交付は否定的に解される可能性が高いものと考えられます。このことは、所得税法上の国外居住親族の判定に当たっても、判断の要素として取り込まれる可能性があるもの（Q&AのQ25 参照）と考えられ、それ故に、所得税法上の扶養親族の該否判定に当たり、課税庁側は、国外居住親族について「送金関係書類」の提出・提示を求めているものと考えられます。

そこで、ご質問の直接的な検討事項ですが、ご指摘のQ&Aの各記載事項からすれば、課税庁側は、国外居住親族が扶養親族に該当するか否かについては、その「生活費や教育費」が、居住者から、その必要な都度、送金されるという状態を原則的な扶養行為と理解しているものと考えられます。

だとすれば、課税庁は、母国に存する居住者口座から海外居住扶養親族の口座に振替入金する行為をも含めて「送金行為」とは判断することはないものと考えておくべきであろうと思います。

なお、送金の原資が、いわゆる国内源泉所得（我が国で稼得した所得）に限られるか否かという点については、必ずしも明確に規定されているわけではありませんので、その送金原資が国外源泉所得からなるものであっても「送金行為」に該当する形で国外居住扶養親族に届けられ、所定のエビデンスが得られるものであれば、扶養の該否判定には影響を及ぼすものではないと考えます。

また、例外的な取扱いとしてQ&AのQ3②にあるようなクレジットカードによる支払を実質的送金行為として捉えている例があります。

尤も、これととも、同Q29 の回答にあるように、いわゆる家族カードとしての制限が付されていますから、相当程度厳しいものと理解しておくことが相当と考えられますが、そのクレジットカード（親カード）の利用代金に係る引落口座を国外

税理士田中事務所
田中 健太郎 様

16/05/30
担当:中津山 準一

にしている場合の取扱いが明確化されていませんが、この場合においては国内送金と海外資産（国外にある貯蓄資産）からの引き落としと同様に解することが相当かと思われます。この点の明確化を欠くという点についてはQ&Aの手落ちというべきものと考えられます。

（質問2）について

課税庁側の公式見解としては、同22にありますように、特定国における「金額基準はない」としています。

ただ、課税実務の上からは、当然、当該国外居住扶養親族が居住する国の物価水準・親族の社会的地位等を基準額の算定の基礎としているところでしょう。だからこそ、同22のAにおいて「年間の送金額が少額であると考えられる場合」の処理を予定しているものと考えられます。

こうした基準額は、当該親族の状況如何によって相当程度相対的に決定されるものになりますので、個別具体的な事例をもって検討すべきものと考えられます。

（質問3）について

ご質問の1の回答でも述べましたように、生活資金の、いわゆるファンド的な送金は、扶養の実態にそぐわないものと考えられます。従って、数年間に渡っての生活資金の送金は、同Q25のAにあるような取扱いが予定されているものと考えます。

従って、年1回の送金でも、その送金内容が、各親族にとって具体的に必要な生活費及び教育費等の合計額であることが合理的に証明し得るものである限り、生計費の送金と判断し得るものと考えます。

税理士懇話会 会員専用サイト

ZEIKON CLUB 税懇クラブ <https://zeikon-club.com>

会員様向けに毎月1回、メールマガジンを配信しております。
最新事例の紹介や事例検討会の日程案内、事務局からのお知らせ等をお送り致します。
配信をご希望の方は、必要事項(会員番号、名前、メールアドレス等)を明記のうえ
zeikon@zeiken.co.jp までご連絡ください。